

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 統轄監の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 法令等の制定改廃等に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (3) 正当決裁権者が副知事である場合において、代決を行うことができる第1順位者を統轄監（現行 総務部長）とする。
- (4) 災害その他やむを得ない事情により正当決裁権者及び代決権者が決裁をすることができない場合で、やむを得ないと認められるときは、正当決裁権者の上司が決裁するものとする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成22年4月1日とする。